

保険・年金

国民健康保険料の納付は
便利な口座振替をご利用
ください

令和元年度分の全期分を一括振替することもできます。希望する方は5月16日(木)までにお申込みください。

※申込方法等、詳しくは左記へお問い合わせください。

▽問合せ 国民健康保険課
☎(5246) 12506

福祉 (高齢・障害等)

高齢者ふれあい入浴券の
新規申込みを受け付けます

▽対象 平成31年4月1日現在、区内在住の65歳以上の方(昭和29年4月1日以前に生まれた方)で、次のいずれかに該当する方(特別養護老人ホーム入所者は除く) ①ひとり暮らし ②世帯全員が65歳以上 ③自宅に風呂がない

▽配付枚数 年間20枚

▽配付時期・方法 6月下旬・簡易書留郵便で送付

▽利用方法 区内の公衆浴場で1回につき、ふれあい入浴券1枚と50円を支払い

▽利用期間 7月1日(月)～令和2年3月31日(火)

▽申込方法

・昨年度「高齢者ふれあい入浴券」を受け取った方 申込みの必要はありません。

・初めて申込み方(次のいずれかの方法で申込み) ①申請用はがき(区民事務所・同分室、地区センター、地域包括支援センター、老人福祉センター、老人福祉館、公衆浴場で配布)に記入し、62円切手を貼って左記問合せ先へ郵送 ②左記問合せ先へ本人確認書類(保険証等)を持参のうえ、直接申込み

▽申込締切日 5月20日(月)(消印有効)

▽問合せ 高齢福祉課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12506

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

社館、公衆浴場で配布)に記入し、62円切手を貼って左記問合せ先へ郵送 ②左記問合せ先へ本人確認書類(保険証等)を持参のうえ、直接申込み

▽問合せ 高齢福祉課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12506

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

▽問合せ 国民健康保険課(区役所2階) 番号高齢者総合相談窓口 ☎(5246) 12222

住宅 まちづくり

高齢者等家賃債務保証

保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居することが困難な方に区と協定を結んだ賃貸保証機構が住まい探しをサポートします。賃貸保証機構に加盟する保証会社を利用した場合、支払った初回保証料の一部を助成します。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯 ②区内に継続して3年以上居住している ③生活保護を受給していない ④区内転居であり、転居先に継続して居住する ⑤保証人がおらず、緊急連絡先があるほか

▽助成額 支払った初回保証料の2分の1(上限2万円)

●高齢者等住み替え居住支援(転居前に申込み)

取り壊しや家主の都合による契約更新拒否により立ち退きを受けている方に対して、転居に要する費用を助成します(区内の民間賃貸住宅から、別の区内民間賃貸住宅に転居する場合に限る)。

▽対象 次の全てに該当する方 ①高齢者・障害者・ひとり親世帯のいずれか ②区内に継続して3年以上居住している ③前年の総所得金額が単身世帯は

256万8千円以下、2人以上の世帯は世帯員が1人増えることに38万円を加算した額以下ほか

▽助成額 礼金・仲介手数料・引越費用の合計額(上限15万円) 以降、右記記事の共通項目

※詳しくは、左記問合せ先で配布するパンフレットが区ホームページを(ご覧ください)。

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1213

特別区立幼稚園妊娠出産休暇・育児休業 補助教員採用候補者の募集

【職種】臨時的任用教員(幼稚園) 【対象】幼稚園教諭普通免許状をお持ちで、国公立幼稚園の正規任用教員として1年以上、または国公立幼保連携型認定こども園で満3歳以上を担当する正規任用保育教諭として1年以上、もしくは特別区の区立幼稚園の臨時的任用教員・学級を専任する非常勤講師として通算1年以上の勤務実績があり、昭和34年4月2日以降に生まれた方 【勤務地】23区の区立幼稚園(大田区・足立区を除く) 【選考方法】書類選考、面接※面接は、新規応募者・特別区立幼稚園の臨時的任用教員として最近5年間に勤務実績のない方が対象 【申込方法】所定の書類(募集案内を参照)を6月3日(月)・4日(火)に本人が下記問合せ先へ持参※更新者で最近5年間に区立幼稚園の臨時的任用教員として勤務実績のある方は、郵送による受付可(申込締切日5月24日(金)(消印有効)) 【申込書配布場所】各区教育委員会事務局(台東区は区役所6階①番指導課)か右記問合せ先 【問合せ】特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課(千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館17階) ☎(5210) 9857

子育て世帯住宅リフォーム支援

住居内で子供が安全に過ごすための住宅リフォームに対して、工事費用の一部を助成します。

▽対象 前年(4～6月)に申請する場合(前々年)の世帯の総所得金額の合計が80万円以下であり、小学生以下の子供または、出産前母子健康手帳の交付を受けた方がいる世帯等

▽助成対象工事 対象世帯が居住する区内の住宅(マンション等の共同住宅の場合は専有部分のみ)の、手すりの取り付け・段差の解消、滑り防止の床材への変更等

▽助成額 助成対象工事費(消費税等を除く)の3分の1(上限

20万円)

※工事着手前に申込みが必要ですが、詳しくは、左記問合せ先で配布するパンフレットが区ホームページを(ご覧ください)。

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

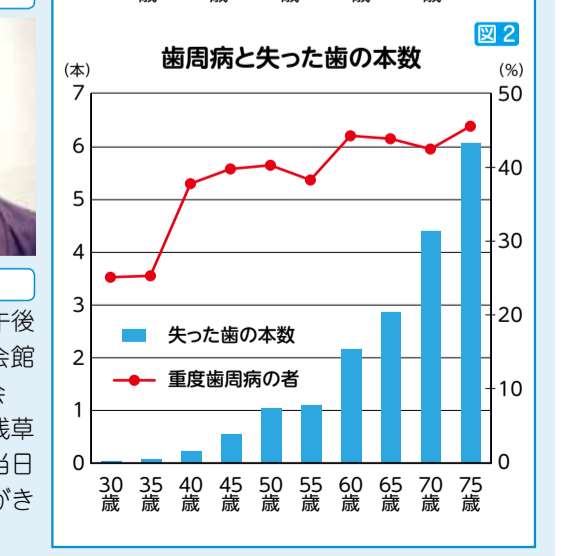
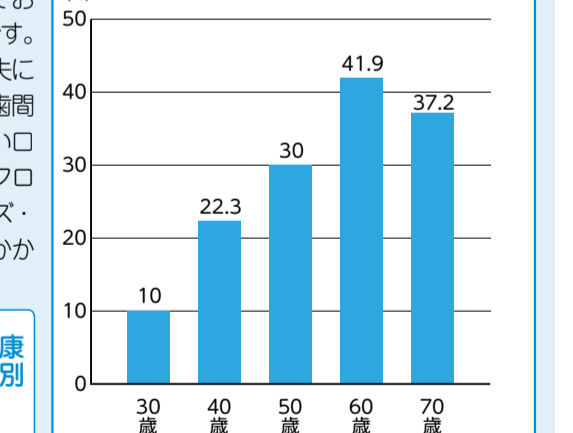
▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

▽問合せ 住宅課(区役所5階) ☎(5246) 1367

区民の歯と口の健康情報

問合せ 台東保健所保健サービス課母子成人保健担当 ☎(3847) 9449



環境 リサイクル

毎年6月4～10日は「歯と口の健康週間」です。身近な病気であるむし歯や歯周病は日々の口のケアで予防することが重要です。毎日の口のケアを無駄なものにしないために、口腔ケア用具について見直してみませんか。

・歯ブラシは1か月を目安に交換しましょう

毛先が開いた歯ブラシは歯に正しく当てられず、また消耗した歯ブラシは歯垢(しこう)を落とす力が弱まっています。こういった歯ブラシでの歯垢除去率は6割程度で、約4割の歯垢をみがき残していることとなります。

・歯ブラシだけではみがき残しがありません

歯ブラシによるブラッシングのみでは、約4割の歯垢が残ってしまいます。歯と歯の間には歯ブラシの毛先は届きません。毎日の歯ブラシで丁寧にみがいていても、歯と歯の間に残っている歯垢からむし歯や歯周病が進行してしまいます。

・デンタルフロスや歯間ブラシを使いましょう

歯科基本健康診査の結果では、歯と歯の間の清掃に使用するデンタルフロスや歯間ブラシを毎日使用している方は全年代で半数に満たない状況でした(図1)。30歳では、デンタルフロスや歯間ブラシの使用率は1割と少なく、重度の歯周病にかかっている方は3割近くいることがわかりました(図2)。歯周病は軽度のもも含めると成人の約8割がかかっており、歯を失う最大の原因となる病気です。若いうちからのケアが将来の歯の喪失にも影響するため、デンタルフロスや歯間ブラシを使用する習慣をつけ、正しい口のケアを心がけましょう。デンタルフロスや歯間ブラシにはさまざまなサイズ・形があります。自分にあったものを選びつけの歯科医院で確認しましょう。

歯の講演会「歯と口を美しく健康に保つために」-ライフステージ別におこる問題点と解決法-

日時5月28日(火) 午後1時30分
場所台東保健所 3階大会議室
講師大谷一紀氏(台東区歯科医師会)

歯の無料健康相談
日時6月1日(出)・2日(日)午前10時～午後5時
場所・担当台東区歯科医師会館(根岸4-1-28)・台東区歯科医師会 ☎(3874) 6433、浅草公会堂・浅草歯科医師会 ☎(3844) 7491※当日のみ
内容歯の健診・相談、歯みがき指導

区内一斉清掃にご協力をお願いします

区では、ポイ捨て行為の防止に關する条例で、5月30日を「環境美化の日」と定めています。そこで、5月26日(日)に区内一斉清掃を実施します。皆さんも住居や店舗・会社の周りを掃除して、きれいにしましょう。

また、「大江戸清掃隊」による、まちの美化啓発を呼びかけるキャンペーンも行います。

問合せ 環境課 ☎(5246) 12092